

要 望 書

和歌山市長
大橋建一殿

和歌山市三番丁6番地関西電ビル4階
金原法律事務所内
「子どもたちの未来と被ばくを考える会」
世話人代表 芝野絢子(他3名)

常に市民の意見を尊重し、市民の命を第一に考えておられる貴殿の姿勢に敬意を表します。

3月22日に開催された和歌山市議会本会議において、東日本大震災で発生した震災瓦礫の受け入れが全会一致で可決されました。

私たち「子どもたちの未来と被ばくを考える会」はこの決議を憂慮し、子供たちが安心して生きていける和歌山の環境を守りたいと、小さな子供をもつ母親たちが中心になって、その後に急遽結成された有志の会です。

日頃から貴殿は、環境や福祉に篤い理解をお持ちであり、この瓦礫の問題についても慎重なご意見を述べておられ、私たちは安心して過ごしておりました。又、これまで東日本の被災地への支援は本市からも公私にわたり協力を惜しまず、避難者を受け入れたり食料を送ったりという市民レベルでの支援は枚挙にいとまがありません。事実、本市に避難してこられた方々は、この豊かな自然、安心な食材に感激されて、家族ぐるみの移住を決意されることも数多く見受けられます。

このように和歌山市が果たすべき役割とは、被災者を温かく受け入れ、原発の無い安全安心な環境と汚染されていない食料を提供することであり、危険性を指摘されている瓦礫を受け入れることではないと考えます。

どうぞ、賢明な市長殿の判断で、今後とも瓦礫の広域処理をお断りしていただきますようお願い申し上げます。

そして、4月19日に出されました「放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部を改正する省令」変更に伴う警戒区域内の8000ベクレル/kg未満の産廃については、国、東電の管理責任はなく既存の焼却施設で焼却処理することができるという、この国の、子供の未来を考えない省令はとて受け入れることはできません。どうかこの点に関してもご留意いただきたく重ねてお願い申し上げます。

2012年4月26日